

東京都公報

発行
東京都

目次

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
……(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 公共測量の実施 (三件) ……………一
……(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………二
……(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- 告 示 (選) ……………三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………三
- 杉並区議会議員選挙における選挙の効力に関する
審査申立てについての裁決……………三
- 告 示 (公) ……………三
- 警備員等の検定の実施 (二件) ……………六
……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………五
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (三
件)……………六
……(同)……………六

告 示

○ 争議行為の予告……………一
……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………一

● 東京都告示第千三百五十二号

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。) 第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年九月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 シールズ株式会社
- (二) 代表者氏名 山内 勇吾
- (三) 主たる事務 神奈川県横浜市中区住吉町六丁目六十
所の所在地 九番地馬車道STビル7階
- 二 処分年月日 平成二十七年八月六日
- 三 処分の内容
平成二十七年八月七日から同年十一月六日までの間
(三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る
次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
 - (二) 契約の申込みを受けること。
 - (三) 契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

● 東京都告示第千三百五十三号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十七年九月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 足立区

- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区西保木間一丁目、西保木間三丁目、
伊興四丁目及び伊興五丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八
年三月三十一日まで

● 東京都告示第千三百五十四号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十七年九月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 葛飾区

- 二 測量の種類 公共測量 (四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区堀切六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八
年二月十六日まで

● 東京都告示第千三百五十五号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月一日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第千三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市乙津字根老二二六三番、二二六五番、西多摩郡奥多摩町境字ひむら向五三番、五四番イ、同町氷川字井戸入一〇九〇番、同町留浦字あかさす八五七番、八五八番、八五九番一、八六〇番一から四まで、同町留浦字いけ一六六九番、一六七二番一、一六七三番、一六七四番、一六七六番一、一六八〇番から一六八二番まで、同町留浦字茸岩一六八五番一から三まで、一六八八番イ一、同町留浦字上坪澤七九四番一から四まで、八一二番、同町留浦字塩澤八一三番、八一四番一から七まで、八二一番一から四まで、同町留浦字京戸八二二番一から四まで、八二三番一及び二

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、あきる野市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市戸倉字盆堀谷千ヶ沢二四二三番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市養沢字養沢二三八番一(次の図に示す部分に限る。)、青梅市成木七丁目一〇九〇番、一一〇九番(次の図に示す部分に限る。)、一一一一番、西多摩郡日の出町大字大久野字三ツ沢滝ノ入四八四五番及び四八五二番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

あきる野市養沢字養沢二三八番一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部、あきる野市

役所、青梅市役所及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市養沢字向養沢一九四番、一九五番及び一九六番イ

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町境字三の木戸一五八番イ、同番四、一八五番、一八七番、一八八番、一九〇番及び二五〇番

一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年九月四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

ドーミー中野江古田 中野区江古田四丁目十五番十五号

●東京都選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十七年四月二十六日執行の杉並区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

東京都選挙管理委員会

27選選第162号

裁 決 書

東京都杉並区永福二丁目16番25号
審査申立人 井場 莊吉

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年6月30日に提起された、平成27年4月26日執行の杉並区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、平成27年5月11日に杉並区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年6月10日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求めるものと解される。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由のうち、本件選挙の違法及び無効を主張する理由となっているのは、概ね次のとおりであると認められる。

(1) ビラは廉価な費用で候補者の政策等を有権者に周知できる重要な選挙手段であり、選挙期間中のビラの配布禁止は、資金力がなく知名度の低い新人候補者にとっては、現職議員に比べて圧倒的に不利である。原決定は、公職選挙法第142条や最高裁判例を根拠として本件異議申出を棄却しているが、なぜビラの配布が不当な競争を招き、選挙の自由公正を害するのか理解できない。これらの時代遅れの法律や判例は見直さなければならぬ。

したがって、公職選挙法第142条の規定により選挙期間中のビラの配布禁止の下で行われた本件選挙は無効であるから、やり直しを求める。

また、供託金や選挙費用について没収を猶予すべきである。

(2) 全くの新人候補者が立候補を決定して準備を始めて、法定得票数を確保できる得票を得るためには、少なくとも3か月以上の準備期間が必要であるが、本件選挙は準備期間が1か月余しかなかったから、告知時期の遅すぎた本件選挙は無効というべきであり、供託金や選挙費用の没収猶予も求めるものである。

(3) 本件選挙の結果をみると、48名の当選者のうち40名が再選された議員等であり、通算して長い任期を与えられる結果となっている。このように現状維持を前提として、新人候補者が立候補しにくい状況で行われた本件選挙は無効というべきであり、1年以内に杉並区議会を解散して、再任又は重任議員の立候補を禁止等する新しいルールの下で選挙をするべきである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、区委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書及び関係資料の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(以下「法」という。)第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実を生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立て理由のうち、本件選挙を無効と主張する点について、前記1に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立て理由(1)について
申立人は、法第142条の規定により選挙期間中のビラの配布禁止の下で行われた本件選挙は無効である等と主張する。

しかし、法第142条は、原決定が引用した昭和39年11月18日最高裁判決でも判示しているように、公選の選挙につき文書図画の無制限の頒布等を許容するときは、選挙運動に不当な競争を招き、選挙の自由公正を害する等の弊害を防止するために必要かつ合理的と認められる範囲での規制として公共の福祉のためのやむを得ない措置であって、憲法第21条に違反しないとされているところである。

また、法第142条は申立人だけでなく、本件選挙の全候補者に適用され、個人の経歴等にかかわらず、本件選挙が全候補者に同一の条件下で平等に執行されたと認定できるものである。

(2) 申立て理由(2)について
申立人は、本件選挙の準備期間が1か月余しかなく、立候補を決定し

て準備を始め、法定得票数を確保できる得票を得るためには、少なくとも3か月以上の準備期間が必要であり、告知時期の運すぎた本件選挙は無効というべきである等と主張する。

しかし、原決定で指摘しているように、法第33条第5項第4号は、区議会議員選挙の期日の告知時期について、選挙期日の少なくとも7日前に告示しなければならぬと規定し、本件選挙は、区委員会により選挙期日の7日前である平成27年4月19日に告示していることが認定できる。

したがって、本件選挙の告示手続は、選挙の管理執行の規定に適合しており、無効の原因となる違反の事実は認められず、この点についての申立人の主張には、明らかに理由がないというべきである。

(3) 申立て理由(3)について
申立人は、本件選挙の結果をみると、48名の当選者のうち40名が再選された議員等であり、長い任期を与えられる結果となり、新人候補者が立候補しにくい状況でなされた本件選挙は無効というべきである等と主張する。

しかし、法においては、区議会議員について再選及び一度議員の職にあつた者が再度立候補して議員となることはいずれも禁止されておらず、本件選挙の結果、当選者の多くが、再選した者や、一度議員であった者が再度立候補して当選した者であつたとしても、法が禁止するものではなく、本件選挙が選挙の管理執行の規定に違反した事実がないのは明らかである。

したがって、この点についての申立人の主張は、理由がないというべきである。

(4) その他、申立人は、本件審査の申立ての趣旨及び理由において、杉並区議会の議場を執行機関が執務する建物とは独立の建物に移転すべきこと、区議会の傍聴規則を改正して開かれた議会とするべきこと、一般行政職である杉並区職員についても選挙により任用すべきこと、区内で言論の自由の精神を向上させるための諸施策を実施すべきこと等を主張する。

しかし、法に基づき審査申立ては、選挙の効力及び当選の効力を争う争訟のみを認め、申立人が主張する選挙の効力又は当選の効力

を争うものではない申立ては、明らかに当委員会の審査の対象とならないものである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実はいずれも認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成27年8月26日

東京都選挙管理委員会
委員長 尾崎正一

公職選挙法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第292号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月4日

東京都公安委員会

委員長 仁田陸郎

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成27年12月12日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成28年1月16日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

<p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年10月26日(月曜日)及び同月27日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年11月4日(水曜日)から同月6日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第293号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年9月4日 東京都公安委員会 委員長 仁田 隆 郎</p> <p>記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 平成27年12月12日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成28年1月16日(土曜日)</p>	<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(以下「交通誘導警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年10月28日(水曜日)及び同月29日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p>
--	--	--

<p>警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年11月4日（水曜日）から同月6日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 （ア）前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 （イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p>	<p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。） ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第294号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 平成27年9月4日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年11月30日（月曜日）から同年12月7日（月曜日）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 （1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に</p>
---	---	--

<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年11月5日(木曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間</p>	<p>平成27年11月19日(木曜日)から同月24日(火曜日)までの3日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと</p>	<p>についてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 38,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第295号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習に係る講習等に関する規則(昭和58年機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。))第2条の規定により次のとおり告示する。</p>
--	--	---

<p>平成27年9月4日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年12月3日（木曜日）から同月7日（月曜日）までの3日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 20名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算し</p>	<p>て3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により</p>	<p>確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年11月4日（水曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年11月19日（木曜日）から同月24日（火曜日）までの3日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを陳明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p>
--	---	--

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 受講手数料 14,000円

8 問合せ先

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第296号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月4日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 講習の実施期間及び時間

平成27年11月11日(水曜日)から同月18日(水曜日)

までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)

4 講習予定人員
50名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に

<p>従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年10月14日（水曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年10月29日（木曜日）から同年11月2日（月曜日）までの3日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警</p>	<p>警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ニ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (ホ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 38,000円</p> <p>8 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>電話 03（5818）6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第297号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年9月4日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年11月16日（月曜日）から同月18日（水曜日）までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務（運転中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員</p>
--	---	--

<p>30名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第</p>	<p>2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込み先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年10月13日（火曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年10月29日（木曜日）から同年11月2日（月曜日）までの3日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p>	<p>イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の</p>
---	--	---

合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 受講手数料 14,000円

8 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会

三 代表者の氏名

田中 英彦

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目二十二番十二号 JCBビル三

F

五 定款に記載された目的

この法人は、一般の人々に対し、ネットワークセキュリティに関する啓発、教育、調査研究及び情報提供に関する事業を実施することによって、ネットワークセキュリティに関する標準化の推進と技術水準の向上に寄与し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本経営倫理士協会

三 代表者の氏名

小熊 征人

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町四丁目五番地四 桜井ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、企業および諸組織団体(NPOも含む)、一般市民に対して、経営倫理士資格取得講座に関する事業、経営倫理に関するシンポジウム・セミナースクール

等の開催及び調査・研究事業、会報紙発行による普及・啓発事業を行い、受益者の健全な経営倫理の育成と普及、経営倫理活動推進者の育成を目指し、併せて日本の産業、経済の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人赤坂氷川山車保存会

三 代表者の氏名

石渡 光一

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂六丁目十番十二号 赤坂氷川神社内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、赤坂氷川神社に残る全国的にも貴重な江戸型山車「赤坂氷川山車」を修復し、そして確固たる保存体制を構築し、神社例大祭「氷川祭」をはじめ、各地域のまつりやイベント等への展示及び巡行を繰り替えることで、日本全国にこの貴重な文化遺産の存在を認知してもらい、併せて地域の子どもたちにも江戸の文化を体験してもらえよう企画を立て、「赤坂氷川山車」を後世に伝承することにより、まちづくりの推進及び学術・文化の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人良い食材を伝える会</p> <p>三 代表者の氏名 中村 靖彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂九丁目六番二十八号 アルベルゴ乃木坂三〇七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く国民に対して、大切な生命を育む「良い食材」を守り、発掘・普及し、次の世代にも伝える活動を行い、それによって、生産者や利用者等が手を結び、「食教育の推進」「自然環境の保全」「伝統風景(生産の原風景)の保存」「農業生産の支援」等を通して、「新しい食文化」の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>「良い食材」とは、国内で生産される品質の優れた、美味しい、安全な、地域にしっかりと繋がりのある原料農畜産物と海産物、また、それらの加工品のことである。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人冒険遊び場の会</p> <p>三 代表者の氏名 武藤 陽子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市泉町三丁目三十七番三十一号 サンエ</p>		<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人良い食材を伝える会</p> <p>三 代表者の氏名 中村 靖彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂九丁目六番二十八号 アルベルゴ乃木坂三〇七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く国民に対して、大切な生命を育む「良い食材」を守り、発掘・普及し、次の世代にも伝える活動を行い、それによって、生産者や利用者等が手を結び、「食教育の推進」「自然環境の保全」「伝統風景(生産の原風景)の保存」「農業生産の支援」等を通して、「新しい食文化」の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>「良い食材」とは、国内で生産される品質の優れた、美味しい、安全な、地域にしっかりと繋がりのある原料農畜産物と海産物、また、それらの加工品のことである。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人冒険遊び場の会</p> <p>三 代表者の氏名 武藤 陽子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市泉町三丁目三十七番三十一号 サンエ</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 株式会社アトリウム</p> <p>三 設置者名 株式会社アトリウム</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都知事 外 添 要 一 （仮称）恵比寿駅前西口開発ビル 渋谷区恵比寿南一丁目六番一ほか</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるように、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるように、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 株式会社アトリウム</p> <p>三 設置者名 株式会社アトリウム</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都知事 外 添 要 一 （仮称）恵比寿駅前西口開発ビル 渋谷区恵比寿南一丁目六番一ほか</p>	<p>四 設置者住所 千代田区内幸町一丁目五番二号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 平成二十八年四月十一日</p> <p>七 店舗面積の合計 四千八十四平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 三十五台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百十七台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百三十九平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十・九四立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時ほか</p> <p>十四 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 隔地ほか</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 平成二十七年八月十日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東</p>	<p>四 設置者住所 千代田区内幸町一丁目五番二号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 平成二十八年四月十一日</p> <p>七 店舗面積の合計 四千八十四平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 三十五台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百十七台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百三十九平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十・九四立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時ほか</p> <p>十四 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 隔地ほか</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 平成二十七年八月十日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東</p>

二十 縦覧時間
 京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ライフコア小豆沢
- 二 店舗所在地 板橋区小豆沢二丁目四番八―一〇 一号
- 三 設置者名 N R E G東芝不動産株式会社
- 四 設置者住所 港区芝浦一丁目一番一号
- 五 変更前の設置者名 東芝不動産株式会社

- 六 変更後の設置者名 N R E G東芝不動産株式会社
- 七 変更前の設置者住所 港区芝浦一丁目八番四号
- 八 変更後の設置者住所 港区芝浦一丁目一番一号
- 九 変更前の設置者の代表者名 松橋 正城
- 十 変更後の設置者の代表者名 井上 辰夫
- 十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストア
- 十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか一名
- 十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストア
- 十四 変更前の小売業者の代表者名 福田 秀穂(株式会社東武ストア)ほか
- 十五 変更後の小売業者の代表者名 丹羽 茂美(株式会社東武ストア)ほか
- 十六 変更日 平成二十六年五月二十三日ほか
- 十七 届出日 平成二十七年八月十一日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 積水桜が丘ビル
- 二 店舗所在地 東大和市桜が丘二丁目百四十二番一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十三名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十二名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか四名
- 八 変更前の小売業者の住所 杉並区上荻一丁目二十三番十七号(株式会社新星堂)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一(株式会社新星堂)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 亀井 淳(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
- 十二 変更日 平成二十七年三月二十三日ほか
- 十三 届出日 平成二十七年八月十三日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

経堂駅東側商業施設
世田谷区宮坂三丁目一番四十二号
ほか

二 店舗所在地

小田急電鉄株式会社
世田谷区代々木二丁目二十八番十二号

三 設置者名

株式会社曙ほか四名
の氏名又は名称

四 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社曙ほか五名
の氏名又は名称

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社北欧トキヨーほか一名
の住所

六 変更後の小売業者の住所

世田谷区経堂二丁目一番三十一号
(株式会社北欧トキヨー)

七 変更前の小売業者の住所

神奈川県座間市ひばりが丘四丁目
二十六番一号(株式会社北欧トキヨー)

八 変更後の小売業者の代表者名

山本 俊郎(株式会社北欧トキヨー)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名

宇佐美 淳(株式会社北欧トキヨー)ほか

十 変更日

平成二十七年七月十日ほか
平成二十七年八月十八日

十一 届出日

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元

十二 縦覧期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元

十六 縦覧時間

年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

経堂コルティ
世田谷区経堂二丁目一番三十三号

二 店舗所在地

小田急電鉄株式会社
世田谷区代々木二丁目二十八番十二号

三 設置者名

小田急商事株式会社ほか十四名
の氏名又は名称

四 変更前の小売業者の氏名又は名称

小田急商事株式会社ほか十四名
の氏名又は名称

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

小田急商事株式会社ほか六名
の住所

六 変更後の小売業者の住所

世田谷区経堂二丁目一番三十三号
(小田急商事株式会社)ほか

七 変更前の小売業者の代表者名

橋爪 薫(株式会社ココカラファインヘルスケア)ほか

八 変更後の小売業者の代表者名

石橋 一郎(株式会社ココカラファインヘルスケア)ほか

九 変更日

平成二十七年四月二十五日ほか
平成二十七年八月十八日

十 届出日

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元

十一 縦覧期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元

十六 縦覧時間

十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
平成二十七年九月四日

一 店舗名

東京都知事 舛 添 要 一
ライフコア小豆沢

二 店舗所在地

板橋区小豆沢二丁目四番八一〇
一号

三 設置者名

NR E G 東芝不動産株式会社
港区芝浦一丁目一番一号

四 設置者住所

港区芝浦一丁目一番一号

五 変更前の開店時刻

午前十時。ただし、年間五十五日

六	変更後の開店時刻	午前八時	に限り午前九時三十分ほか
七	変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯	午前九時四十五分から午後十一時まで。ただし、年間五十五日に限り午前九時十五分から午後十一時までほか	
八	変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯	午前七時四十五分から午後十一時まで	
九	変更日	平成二十七年八月三十一日	
十	届出日	平成二十七年八月十一日	
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十二	縦覧期間	平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
一	店舗名	西武渋谷店	
二	店舗所在地	渋谷区宇田川町二十一番一号ほか	
三	設置者名	松竹映画劇場株式会社ほか二名	
四	設置者住所	渋谷区富ヶ谷二丁目八番一号	
五	変更前の閉店時刻	午後九時。ただし、A館三階、四階、五階、六階及びB館五階は年間十日に限り午後十時	
六	変更後の閉店時刻	午後九時。ただし、A館三階、四階、五階、六階及びB館五階は年間十日に限り午後十時、ロフト館一階一部は年間一日に限り翌午前	

七	変更日	平成二十七年九月三日	七時
八	届出日	平成二十七年八月十四日	
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十	縦覧期間	平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

一	店舗名	東京都知事 舛添 要 一	平成二十七年九月四日
二	店舗所在地	コモディイイダ幸町店	
三	設置者名	板橋区幸町二十二番一号 株式会社コモディイイダ	
四	設置者住所	北区滝野川七丁目二十七番七号	
五	変更前の開店時刻	午前十時。ただし、年間百二十日に限り午前九時	
六	変更後の開店時刻	午前九時	
七	変更日	平成二十七年八月三十一日	
八	届出日	平成二十七年八月十三日	
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十	縦覧期間	平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	

争議行為の予告について

派遣ユニオン執行委員長藤野雅己から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年八月二十五日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舛添 要 一

<p>一 事件</p>	<p>組合員の解雇撤回等に関する件</p>
<p>二 日時</p>	<p>平成二十七年九月五日以降問題解決に至るまでの間</p>
<p>三 場所及び所在地</p>	<p>社会福祉法人江戸川豊生会 江戸川区臨海町一丁目四番四号</p>
	<p>特別養護老人ホーム「みどりの郷福楽園」 江戸川区臨海町一丁目四番四号</p>
	<p>特別養護老人ホーム「第二みどりの郷」 江戸川区江戸川二丁目十五番二十二号</p>
	<p>有料老人ホーム「みどりの里江戸川」 江戸川区東小松川一丁目十三番二号</p>
	<p>東京都認証保育園「みどりの郷保育園」 江戸川区江戸川二丁目十五番二十二号</p>
<p>四 種類</p>	<p>すべての組合員、または一部の組合員によるストライキ、もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001